

## 淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書 (住民参加)

### (@) 住民参加

「住民参加」は、住民と行政の協働型の望ましい河川管理を構築する上で必要不可欠である。このことは、河川管理の全過程に実効ある住民参加が保障されることが必要であることはいうまでもない。流域委員会は、住民参加のあり方についてその理念ならびに具体的な行動を提言している。

整備計画基礎原案では、住民参加の手続きが多くとり入れられてはいるがその多くは形式的なものである。住民参加を実効あるものとするためには、行政が、今後の河川管理に住民参加が不可欠であることを正しく理解・認識して、その理念を明確に示すことが望まれる。しかしながら、新河川法で定められた住民参加は、河川管理者がこれまでの行政でほとんど経験したことがないが、整備計画基礎原案では「提言」で示した住民参加の主旨を真摯に受けとめ真の住民参加のあり方をめざし模索しながら努力している様相がうかがいとれ評価することができる。今後さらに検討を加えより完成度の高い河川管理が行われることが期待される。

なお、さらに検討・改善されるべきいくつかは、住民参加を形骸化させないため住民参加のあるべきマスタープランを明示する、住民意見の反映ならびに社会的合意形成をはかる評価の客観性を提示する、真の公聴会をめざしファシリテート機能による対話集会を積極的に開催し改善していく、次世代のパートナーシップ構築の担い手を育成するため住民への啓発活動を積極的に展開する、などがある。